

京都市告示第 358 号

平成 17 年 4 月 4 日付けで認可した南巽町自治会について、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年 10 月 4 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市西京区桂南巽町 3 8 番地 2	京都市西京区桂南巽町 1 8 番地 6

2 代表者の氏名

変更前	変更後
三田村 康正	乾 佑輔

3 代表者の住所

変更前	変更後
京都市西京区桂南巽町 3 8 番地 2	京都市西京区桂南巽町 1 8 番地 6

(文化市民局地域自治推進室)